

大雨により住家に被害を受けた方への国および県の支援制度一覧

○＝条件なし適用 △＝条件あり適用 ×＝適用不可

		所得制限 (資力制限) の有無	被害の程度					
			全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	床上浸水
災害り災者見舞金		なし	○				×	○
災害援護資金貸付金		あり	○				△※1	
賃貸型応急住宅の供与		あり	○	△※2			×	
住宅の応急修理 (部分修理)		あり	△※3	○				
住宅リフォーム推進事業 補助金(災害復旧)		なし	△※3	○			×	○
不動産取得税の減免		なし	△※4					
生活 再建 支 援 金 ※5	基礎支援金	なし	○		△※6			
	加算支援金	なし	○			△※6		

※1 家財が3分の1以上の損害を受けた場合は対象となる。

※2 住家が水害により流入した土砂や流木等により、住宅として利用できない場合は供与できることがある。

※3 修理することで居住が可能な場合、対象となることがある。

※4 取得後1年以内の住家が滅失・損壊した場合や、滅失・損壊した住家に代わる住家を取得した場合に対象となることがある。

※5 令和5年7月14日から的大雨災害における生活再建支援金の支給は秋田市、五城目町の世帯のみ対象。

※6 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、住家の倒壊防止や居住するために必要な補修費等が著しく高額となるなど、やむを得ない理由によりその住宅を解体した場合は対象となる。

自然災害により住家に被害を受けた方への国および県の支援制度概要

○秋田県災害見舞金

豪雨や洪水等の自然災害により被害を受けた世帯に対し、見舞金を給付しております。

給付にあたって、被害を受けられた世帯からの申請は不要です。(市町村が被害状況を調査し、対象世帯等を県に報告することになっております。)

被害を受けられた後、市町村による被害状況の調査が行われていない場合は、お住まいの市町村の防災担当課にご連絡をお願いします。

- ・給付対象および見舞金の額

給付対象	給付額
(1) 死者または行方不明者が生じた世帯	60万円
(2) 精神又は身体に著しい障害を受けた者が生じた世帯	60万円
(3) 住宅を全壊、流失、半壊または床上浸水した世帯	
●自己所有家屋で現に居住している家屋	
全壊、流失の場合	60万円
半壊、床上浸水の場合	20万円
●借家で現に居住している家屋	
全壊、流失の場合	20万円
半壊、床上浸水の場合	6万円

○災害援護資金貸付金

災害救助法が適用となった災害により、住居や家財に被害を受けた場合に、市町村が一定所得以下の世帯の方に対し、貸付限度額の範囲内において、当面の生活の立直しに資するため貸付を行うものです。

- ・貸付対象および貸付金の限度額

被害の種類および程度	限度額
① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円
② 家財等の損害	
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	250万円
エ 住居全体の滅失又は流失	350万円
③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	250万円
イ ①と②のイが重複した場合	270万円
ウ ①と②のウが重複した場合	350万円

※母子父子家庭または寡婦の方には母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付も行っております。

詳しくはお住まいの地域の福祉事務所へお問い合わせください。

○賃貸型応急住宅の供与

賃貸型応急住宅とは、災害救助法が適用となった災害により住家を失った被災者に対し、民間の賃貸住宅を借り上げて提供される、応急的、一時的な住宅のことをいいます。全壊、全焼または流出して居住する住家を失い、かつ自らの資力では住家を得ることができない方が入居を申し込むことができます。**入居できる期間は最長2年**です。

※被害の程度が大規模半壊～半壊であっても、水害により流入した土砂や流木により住家として利用できない場合は、応急仮設住宅の利用が可能となることがあります。

○住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

住宅の応急修理とは、災害救助法が適用となった災害により被災した住宅に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を行うものです。

被災された方が市町村に申込みを行い、これを受けた市町村が修理業者に対して応急修理を依頼し、費用を支払います。被災された方に直接支給するものではありません。

応急修理の対象および費用の限度額は以下のとおりです。

- ・ 対 象 災害のために住家が大規模半壊～準半壊と判定される損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
※全壊は修理することで居住することが可能な場合のみ対象。
- ・ 費用の限度額 大規模半壊～半壊 1世帯当たり 70万6千円以内
準 半 壊 1世帯当たり 34万3千円以内

【注意】既に施工が完了し、被災された方が代金を支払ってしまったものは対象にできません。被災した住宅の修理を検討している方は、修理業者に直接の依頼は行わず、必ずお住まいの市町村へお申し込みください。

※住宅の応急修理制度については「災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度について【概要】」もあわせてご覧ください。

○住宅リフォーム推進事業補助金（災害復旧）

自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象により生ずる被害）に伴う住宅被害（市町村長等の証明を受けた被害に限る。）の復旧工事を行う方に対し、補助金を交付します。

- ・ 補助対象者 被災住宅の所有者等
- ・ 対象工事 次のすべてを満たすもの
 - ①自然災害に起因する被害箇所の原形復旧を目的とする工事
 - ②県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの
又は
令和5年7月14日時点で県内に支店、営業所を開設している建設業者と工事請負契約を締結する工事
 - ③補助対象工事費が50万円以上（消費税含む）
- ・ 補助金の額 補助対象工事費の10%、最大8万円

○不動産取得税の減免

地震、風水害、落雷、火災、雪害などの災害により、家屋などに被害を受けられた方は、被災した家屋やその代わりに取得する家屋について、被害の程度に応じて不動産取得税の減免が受けられます。

減免の対象となる要件および減免される税額は以下のとおりです。

- (1) 災害により滅失または損壊した不動産（(2)の適用を受けた不動産を除きます。）に代わる不動産を3年以内に取得した場合（既に納付しているものは対象となりません。）

減免される税額 滅失又は損壊した不動産の固定資産台帳に登録された価格に税率を乗じた額を限度として減額

- (2) 取得した不動産が取得してから1年以内に災害により滅失または損壊した場合

災害を受けた家屋の状態	不動産取得税の減免額
滅失又は損壊したことにより家屋の全部を取り壊したとき	全 額 減 免
損壊した家屋を取り壊さなかった場合	損壊の程度に応じて一定額を減免

また、減免のほかにも、納税や申告等の期限の延長が受けられる場合があります。

○被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

本制度に基づく支援金には、被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金があります。

支給にあたって、被害を受けられた世帯からの申請が必要となります。

・対象世帯 秋田市、五城目町の世帯であって次のいずれかに該当するもの

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難）
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）
- ⑤ 住宅が半壊し、大規模半壊に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊）

・支援金の額

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

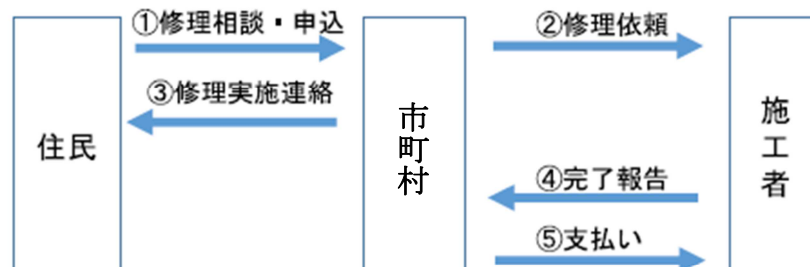
※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3／4になります。

【令和5年7月14日からの大雨にかかる災害】

災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度について【概要】 (日常生活に必要な最小限度の部分)

【制度概要】

災害救助法に基づく応急修理制度は、大雨により一定の被害（大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★大雨被害から修理完了までのポイント

- ・ 大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 写真の撮影は必須です。（工事前、工事中、工事後）
- ・ 住宅設備等のグレードアップは不可です。
- ・ 住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意

【対象市町村・対象者】

対象市町村：秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、
上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、
井川町、大潟村（災害救助法適用市町村）

対 象 者：上記市町村で、被害を受けた住宅が災証明書で、「大規模半壊」
「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害認定を受けた世帯。
（「全壊」の場合は原則対象外ですが、修理により居住が可能となる場合には、対象となる場合があります。）

※詳しくは、お住まいの市町村におたずね下さい。

各市町村の問い合わせ先は、「住宅の応急修理に関する問い合わせ先」をご確認ください。

【費用の限度額】（1世帯あたり）

大規模半壊、中規模半壊、半壊：706,000円以内

準半壊：343,000円以内

※費用は市町村から、直接修理業者に支払われます。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

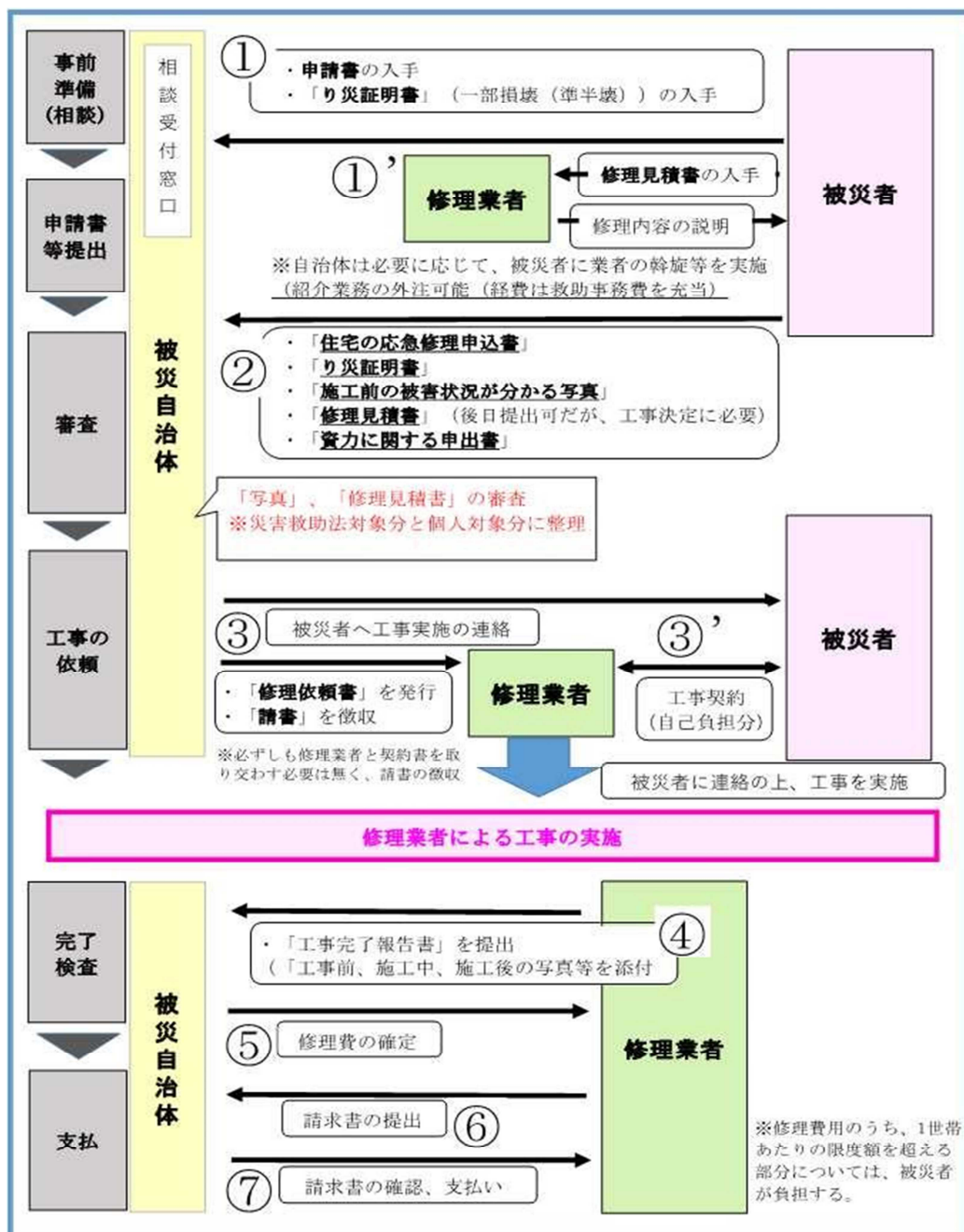
※手続きについては次ページ参照。

【手続き】

- ① お住まいの市町村より申請書、り災証明書をお受け取り下さい。
- ①' 市町村が紹介する修理業者（※1）に連絡いただき、修理見積書をもらって下さい。
- ② 申込書等を作成いただき、市町村へ提出して下さい。
- ③ 申込書等の審査で適当と認められた場合、市町村から工事実施の連絡があります。
- ③' 自己負担分の修理については、別途契約をお願いします。

※1：市町村が紹介する業者以外でも対象となります。

応急修理の手続きフロー図



【必要書類】

- ①住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ②資力に関する申出書（様式第2号）※大規模半壊の方は除く。
- ③修理見積書（様式第3号）
- ④り災証明書（コピー）
- ⑤修理前の被害状況が分かる写真（修理箇所）

【制度利用にあたっての注意事項】

①修理代金の支払について

本制度は、市町村が修理業者に工事費を支払う制度です。個人が修理費用を修理業者に支払ってしまうと、制度は利用できなくなるため、ご注意ください。

②写真の撮影について

本制度を活用するにあたって、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

また、工事の修理中、修理後の写真も必須となります。修理業者に撮影を依頼してください。

応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による濡れに注意してください。
また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。
室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたい場合は光の反射に注意してください。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



問い合わせ先一覧

	担当課所	電話番号	FAX
災害り災者見舞金	総合防災課 被災者支援チーム	018-860-4504	018-824-1190
災害援護資金貸付金	各市町村担当課（別紙１）		
賃貸型応急住宅の供与	各市町村担当課（別紙２）		
住宅の応急修理	各市町村担当課（別紙３）		
住宅リフォーム推進事業 補助金（災害復旧）	鹿角地域振興局建築課 （鹿角市、小坂町）	0186-23-2311	0186-23-6074
	北秋田地域振興局建築課 （大館市、北秋田市、上小阿仁村）	0186-63-2531	0186-62-7163
	山本地域振興局建築課 （能代市、八峰町、藤里町、三種町）	0185-52-6103	0185-54-5226
	秋田地域振興局建築課 （秋田市、男鹿市、潟上市、井川町、 大潟村、五城目町、八郎潟町）	018-860-3491	018-860-3848
	由利地域振興局建築課 （由利本荘市、にかほ市）	0184-27-1777	0184-22-5493
	仙北地域振興局建築課 （大仙市、仙北市、美郷町）	0187-63-3124	0187-63-1328
	平鹿地域振興局建築課 （横手市）	0182-32-6206	0182-32-0246
	雄勝地域振興局建築課 （湯沢市、羽後町、東成瀬村）	0183-73-6166	0183-73-4206
不動産取得税の減免	総合県税事務所課税第三課	018-860-3337	—
生活再建支援金	総合防災課 被災者支援チーム	018-860-4504	018-824-1190

災害援護資金貸付金に関する問い合わせ先

市町村名	担当課	電話	FAX
秋田市	福祉保健部福祉総務課 地域福祉推進室	018-888-5661	018-888-5658
能代市	総務課防災危機管理室	0185-89-2115	0185-89-1792
横手市	市民福祉部社会福祉課	0182-35-2132	0182-32-9709
大館市	福祉課	0186-42-8100	0182-42-8532
男鹿市	福祉課	0185-24-9120	0185-32-3955
湯沢市	総務課総合防災室総合防災班	0183-55-8250	0183-73-2117
鹿角市	総務課危機管理室	0186-30-0299	0186-30-1122
由利本荘市	総務部危機管理課	0184-24-6238	0184-23-8191
潟上市	総務部総務課危機管理班	018-853-5301	018-853-5211
大仙市	総務部総合防災課	0187-63-1111	0187-62-9400
北秋田市	総務部総務課危機管理係	0186-62-6602	0186-63-2586
にかほ市	総務部防災課	0184-43-7504	0184-43-5707
仙北市	総合防災課	0187-43-1115	0187-43-1300
小坂町	総務課	0186-29-3901	0186-29-5481
上小阿仁村	住民福祉課住民福祉班	0186-77-2222	0186-77-2227
藤里町	生活環境課	0185-79-2115	0185-79-2116
三種町	町民生活課	0185-85-4823	0185-85-2178
八峰町	総務課防災まちづくり室	0185-76-4666	0185-76-2113
五城目町	住民生活課	018-852-5112	018-852-5367
八郎潟町	住民生活課	018-875-5806	018-875-3096
井川町	町民生活課	018-874-4416	018-874-2894
大潟村	生活環境課	0815-45-2115	0815-45-2162
美郷町	住民生活課	0187-84-4903	0187-85-2107
羽後町	町民生活課	0183-62-2111	0183-62-2120
東成瀬村	総務課	0182-47-3401	0182-47-3290

賃貸型応急住宅の供与に関する相談窓口

令和5年8月2日現在、秋田市および五城目町で賃貸型応急住宅の供与についての相談を受け付けています。

市町村名	担当課	電話	FAX
秋田市	都市整備部住宅整備課	018-888-5773	018-888-5771
五城目町	災害対策本部住宅支援チーム	018-852-5131	—

【参考】市町村営住宅の一時利用に関する問い合わせ先

掲載の13市町村では、市町村営住宅の一時利用を案内しています。

市町村名	担当課	電話	FAX
秋田市	秋田県建築住宅センター	018-836-7850	018-836-7852
能代市	※現時点で対象となる世帯が非常に少ない（または確認されていない） ため、窓口は設置していません。		
男鹿市			
潟上市	総務部総務課危機管理班	018-853-5301	018-853-5211
大仙市	建設部建築住宅課	0187-66-4909	0187-63-4505
北秋田市	総務部総務課危機管理係	0186-62-6602	0186-63-2586
仙北市	建設部建設課	0187-43-2294	0187-55-5511
上小阿仁村	住民福祉課住民福祉班	0186-77-2222	0186-77-2227
藤里町	生活環境課	0185-79-2115	0185-79-2116
三種町	建設課管理係	0185-85-4820	0185-85-2178
八峰町	建設課建設係	0185-76-4610	0185-76-2203
八郎潟町	建設水道課	018-875-5809	018-875-5950
井川町	産業課環境整備班	018-874-4421	018-874-2600

住宅の応急修理に関する問い合わせ先

市町村名	担当課	電話	FAX
秋田市	都市整備部都市総務課	018-888-5772	018-888-5763
能代市	都市整備部都市整備課建築係	0185-89-2940	0185-89-1779
男鹿市	建設課都市計画班	0185-24-9144	0185-23-2424
潟上市	総務部総務課危機管理班	018-853-5301	018-853-5211
大仙市	建設部建築住宅課	0187-66-4909	0187-63-4505
北秋田市	総務部総務課危機管理係	0186-62-6602	0186-63-2586
仙北市	建設部建設課	0187-43-2294	0187-55-5511
上小阿仁村	住民福祉課住民福祉班	0186-77-2222	0186-77-2227
藤里町	生活環境課	0185-79-2115	0185-79-2116
三種町	町民生活課消防防災係	0185-85-4823	0185-85-2178
八峰町	建設課建設係	0185-76-4610	0185-76-2203
五城目町	災害対策本部住宅支援チーム	018-852-5131	—
八郎潟町	住民生活課	018-875-5806	018-875-3096
井川町	産業課環境整備班	018-874-4421	018-874-2600

※令和 5 年 8 月 9 日現在、大潟村では住家の被害が確認されていないため、連絡先を掲載していません。